

政統発 0720 第 5 号

令和 5 年 7 月 20 日

一般社団法人
日本病院会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 5 年医療施設静態調査の協力依頼について

医療施設調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、全国の医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し医療行政の基礎資料を得るために、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として 3 年ごとに実施するものです。

本年は別添「令和 5 年医療施設静態調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施することといたしますので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

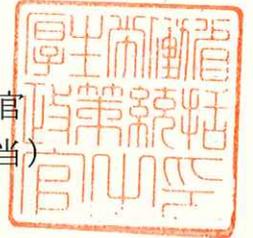
特に、オンライン調査については医療施設の負担軽減が見込まれますことから、従前の Excel 形式の調査票様式に加え、HTML 形式の調査票様式を御用意いたしますので、一層の利用促進に御配慮いただけますと幸甚です。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

政統発0720第6号
令和5年7月20日

一般社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和5年患者調査の協力依頼について

患者調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、医療施設を利用する患者について、その実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るために、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として3年ごとに実施するものです。

本年は別添「令和5年患者調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施することといたしますので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

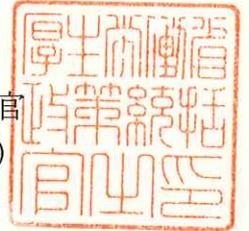
特に、オンライン調査については医療施設の負担軽減が見込まれますことから、従前のExcel形式の調査票様式に加え、HTML形式の調査票様式を御用意いたしますので、一層の利用促進に御配慮いただけますと幸甚です。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

政統発 0720 第 7 号
令和 5 年 7 月 20 日

一般社団法人
日本病院会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 5 年受療行動調査の協力依頼について

受療行動調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得るために 3 年ごとに実施するものです。

本年の調査は、調査員が調査票の配布を行い、原則患者による郵送提出により回収することとし、別添「令和 5 年受療行動調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施いたしますので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

令和5年受療行動調査の概要

1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者を調査の客体とし、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査客体から除くこととする。

3 調査の期日

令和5年10月17日(火)～19日(木)の3日間のうち厚生労働省が病院ごとに指定した1日（患者調査と同じ日）

4 調査の事項

外来患者票

診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、初めて医師に診てもらったときの自覚症状、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、満足度 等

入院患者票

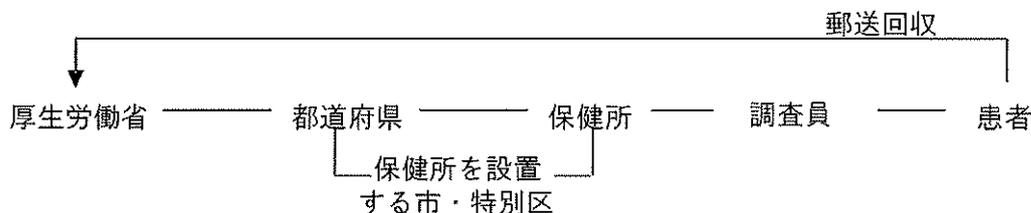
病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、退院の許可が出た場合の自宅療養の見通し、満足度 等

5 調査の方法及び系統

患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに病院において調査員が行う。

記入は、原則として患者本人の記入方式とするが、記入できない場合については、家族の方などが補助して記入する。

調査票は、患者本人が提出用封筒に密封し、郵送で提出する。ただし、郵送提出が困難な場合は、家族の方などに加え、調査員が行うことも可とする。



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行う。

なお、「令和5年医療施設静態調査」による外来患者延数、在院患者数及び「令和5年患者調査」による外来患者、入院患者の年齢構成を用いて全国推計を行う。